

「農地を活かし、担い手を応援する全国運動」の推進に関する 申し合わせ決議

平成 26 年の改正農地法では、遊休農地対策の強化や農地台帳の法定化などを柱に、農業委員会の役割強化が明示された。また、農地中間管理機構の創設にともない、われわれ農業委員会組織は地域の「人・農地プラン」を基本に同機構との連携を密に図りながら、担い手への農地の利用集積等の取り組みを一層強化することが求められている。

こうした中、今国会に提出された改正農業委員会法案には、農地利用の最適化の推進として、担い手への農地利用集積や遊休農地の発生防止・解消対策、新規参入を含めた担い手の確保・育成などが、農業委員会の義務的業務として明確に盛り込まれた。

われわれは、組織の置かれた現状を真摯に受け止め、地域の代表としての自覚と誇りを持って、法令業務の適正執行と農業の現場での実践活動を積極的に展開していく必要がある。とりわけ、組織運動である「農地を活かし、担い手を応援する全国運動」を踏まえ、農業委員会活動の数値目標を設定するとともに、その実現のための活動計画の策定、実践と点検・評価・改善の取り組みを着実に実施することが重要である。

よって、われわれは下記の事項について一層の取り組み強化を図ることをここに申し合わせ、決議する。

記

1. 農地の管理と有効利用、担い手の確保と育成に取り組もう

- (1) 農地利用状況調査を含めた農地パトロール等により地域の農地利用を総点検するとともに、その結果を農地台帳及び地図情報の整備・公表に反映させ、管内の農地の管理情報の精度向上に努めること。
- (2) 管内の遊休農地の利用意向調査結果を踏まえた農地利用調整を行うとともに、地域での人・農地プランの作成、見直しに積極的に参画し、農地の出し手と受け手のマッチング活動を強力に推進すること。その際、農地中間管理事業を積極的に活用し、認定農業者等の意欲ある担い手への農地の面的な利用集積と遊休農地の解消を含めて着実に進めること。
- (3) 認定農業者等の地域農業の担い手を確保・育成するとともに、担い

手の確保が困難な地域においては、企業の農業参入や新規就農者などの新たな農業のパートナーづくりを推進すること。

- (4) 農業者の老後の安定と円滑な経営継承のため、農業者年金の加入推進の取り組みを強化すること。

2. 農地制度の適正執行と審議の透明性の確保を図ろう

- (1) 農地の乱開発や荒廃を防ぎ、有効利用を図るため、農地の権利移動・転用許可等の農地制度の適正執行に努めること。
- (2) 農業委員会総会等の公開と議事録の公表による農地法等の審議の透明性を確保すること。
- (3) 農業生産法人の事業状況報告や解除条件付きの貸借による農業参入法人等の利用状況報告の確認・点検を通じて、法人による適正な農地利用を確保すること。

3. 地域に根ざした政策提案活動に積極的に取り組もう

- (1) 地域の認定農業者をはじめとする農業者と農業委員会との意見交換会や集落座談会等を通じた農業・農村現場の声を積み上げること。
- (2) 意見交換会等で積み上げられた意見や要望を取りまとめ、行政庁への建議や政策提案、意見の公表等の活動を積極的に行うこと。

4. 農業委員会組織・活動の体制強化を図ろう

- (1) 農業委員会における活動計画の策定と点検・評価および改善の取り組みを通じて、地域農業と農村の課題解決に努めること。
- (2) 農業委員会活動整理カード等、活動の見える化を徹底するとともに、ホームページや農業委員会だより等による農業委員会活動の情報発信をさらに強化すること。
- (3) 農業委員会の事務局体制と財政の強化に向けて市町村部局や議会等への働きかけを行うこと。